

令和5年度第1回  
障害者差別解消支援部会

令和5年12月13日

(翠川障害者自立支援課課長補佐) それでは、ただいまから、令和5年度第1回障害者差別解消支援部会を始めさせていただきます。引き続き私、障害者自立支援課課長補佐の翠川が司会進行いたします。よろしくお願いいたします。

そろっているようですので、続きまして委員の皆様の御紹介ですが、お手元の委員名簿を御確認いただくこととしまして、お一人ずつの御紹介は控えさせていただこうと思います。

続きまして、事務局の職員の紹介につきましても、お手元の座席表にて御確認していただき、紹介は省略させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の部会は千葉県情報公開条例第2条に基づき公開となっておりますので、よろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

はじめに、「次第」、続いて「座席表」、「委員名簿」、資料1といたしまして、「障害者差別に関する相談対応状況について」、参考資料といたしまして、「千葉県における障害者差別に係る相談の流れ」、資料2といたしまして、「障害者差別に関する相談事例について」、資料3といたしまして、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要」をお配りしております。お手元に揃っておりますでしょうか。

それでは、これより議事に入らせていただきます。お手元の次第を御覧いただきたいと思います。

議題の(1)部会長の選出についてでございます。議事の進行につきましては部会長が行うこととなっておりますが、部会長が選出されるまでの間、高齢障害部長を仮議長として進行したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(翠川障害者自立支援課課長補佐) ありがとうございます。ご異議がないようですので、高齢障害部長の白井を仮議長として議事を進行させていただきます。白井部長、よろしくお願いいたします。

(白井高齢障害部長) それでは、部会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

部会長の選出につきましては、千葉県障害者施策推進協議会条例第8条第4項の規定によりまして、委員の互選で定めることとなっております。委員の皆様から御意見等ございますでしょうか。

はい、成田委員よろしくお願いいたします。

(成田委員) 育成会の成田と申します。

部会長には地域福祉を推進する団体であります千葉県社会福祉協議会の会長として御尽力され、実績と経験が豊富でいらっしゃる初芝委員にお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(委員より拍手あり)

(白井高齢障害部長) ありがとうございます。

ただいま、部会長に初芝委員との御提案がございましたが、皆さんいかがでしょうか。

(委員より拍手あり)

(白井高齢障害部長) ありがとうございます。

拍手をもってご異議がないということでございますので、初芝委員に部会長をお願いしたいと存じます。

初芝部会長には席をお移りいただきまして、就任のご挨拶をいただき、その後、議事の進行をよろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の任は解かせていただきます。よろしく願いいたします。

(部会長の席へ移動)

(初芝部会長) それでは、委員の皆様方のご推挙によりまして部会長を仰せつかりました初芝でございます。よろしく願いいたします。

時間も押しているようですので、なるべく円滑な会議の運営に努めてまいります。ぜひ皆様方の御理解、ご協力をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速次第に沿って進めさせていただきます。

議題の(2)「部会長職務代理の選出について」ですが、千葉県障害者施策推進協議会条例第8条第6項の規定によりまして、職務代理は部会長が指名することとなっております。

私といたしましては、長年にわたりまして千葉県身体障害者連合会の会長として御尽力され、また、障害者自身の視点から障害福祉施策の推進に向けて様々な提案をなされとともに、次世代を担う子どもたちを対象とした障害者への理解を促す活動の先頭に立って取り組んでおられる高梨委員に、その職をお願いしたいと存じますが、皆さまいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(初芝部会長) ありがとうございます。

それでは、異議なしということで、高梨委員に本部会の職務代理をお願いいたします。

それでは、高梨委員には席をお移りいただきまして、就任のご挨拶をお願いいたします。

(部会長職務代理の席へ移動)

(高梨部会長職務代理) ただいま、部会長職務代理に指名いただきました連合会の副会長の高梨と申します。

この障害者差別の問題につきましては、私は、県の障害者条例策定の段階から関わってきておりますので、そういった意味で部会長を支える目的が果たされるように努力してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

(初芝部会長) それでは、議題の(3)「障害者差別に関する相談対応状況について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

(大坪障害者自立支援課長) 障害者自立支援課長の挨拶でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題に沿って説明させていただきます。

まず、お手元の資料1「障害者差別に関する相談対応状況について」をご覧ください。資料のとおり、令和5年度の上半期、4月から9月までの相談対応状況ですが、相談件数は全部で6件でした。区分といたしましては、「福祉サービスに関する相談」が1件、「商品・サービスに関する相談」が2件、「労働者の雇用に関する相談」が1件、「情報

の提供等に関する相談」が1件、「その他」が1件となっております。本年度は事業者等への確認や御自身からの相談のみで終わっておりまして、そのうち、3件については事業者等への確認をして終結となっております。実相談者数は6人でございます。また、当該が間に入っの調停・あっせんは0件でした。

次に、令和4年度の相談対応状況ですが、相談件数は全部で8件でした。区分といたしましては「交通機関に関する相談」及び「商品・サービスに関する相談」が各1件、「労働者の雇用に関する相談」及び「教育に関する相談」が各2件、「市職員に関する相談」及び「その他」が1件であり、そのうち、4件については事業者等への確認をして終結となっております。また、調停・斡旋まで行ったものが2件ございました。

以上、結果の報告となります。それでは続きまして、「障害者差別に関する相談事例」について、説明させていただきます。今回は2件相談事例を御用意してまいりました。まずは資料2-1をご覧ください。

相談者は、脳性麻痺等による両下肢の著しい機能障害のある女性となります。

この方は、買い物のために、大型商業施設の駐車場を使っているのですが、出入口の駐車場の機械に車の窓から身を乗り出して券を入れたり、そういった処理がお体の状態から難しく負担が大きい。

なので、大型商業施設の総務課に連絡して、スマートパークという、ナンバープレートを認識して、駐車場を出入りできる仕組みを導入して欲しいとご提案いたしました。そうすると、店側からは、費用がかかるため導入は難しいですとの回答になりまして、それだったら、駐車場を出る時に、手が空いている従業員の方に協力して欲しいと申し出ました。ですが、店側からは、常にそのような対応することは難しい、と回答されました。この件に関して、相談者は、障害者への合理的配慮が提供されないと感じたため、本市への相談に至ったものです。また、駐車場での対応について改善してもらいたいとのご希望がございました。

この件について、事業者に事実確認を行ったところ、このお話についてはおおむね事実であるご回答されました。障害のある方にも配慮が必要なことは、もちろん重々承知しているけれども、そういった方のために、1人の従業員を割くことは、過重な負担となり得る。特に、混んでいる時はお断りすることもあるので、やむなくこのような回答をした。相談者に対して全く配慮しないということではなく、手が空いている時であればもちろんご対応するともおっしゃっていました。また、スマートパークについては、実は以前から検討はしているので、このご意見を参考に、導入へ向けて進めていきたいとのことでした。本市といたしまして、事業者に対し、引き続き障害のある方への合理的配慮の提供と理解促進を行ってくださいとお願いしました。また、相談者にも、この結果をお伝えして、ご了承いただき、クローズとなったという案件でございます。これが1例目です。

続きまして、資料2-2の事例について、ご説明させていただきます。

相談者は匿名希望であるため、詳しい情報はお教えいただけませんでしたが、歩行困難のある身体障害者の男性であるとのことでした。

この方は稲毛区にお住みなのですが、ご自宅の近くで道路工事が行われ、路面の凹凸が激しい状態となってしまったので、日常生活に支障が生じることとなりました。花見川稲毛土木事務所という所管に電話されたところ、業者には伝えますが、役所に強制力はない

ので、完全に修復されるかはわからないと回答されました。

相談者は、自分のような障害のある方が困らないように、工事の管理についてしっかり動いて欲しいとの気持ちがあったため連絡したとのことでした。なお、この件については、花見川稲毛土木事務所に伝えていただければ大丈夫と、それ以上は希望していませんでした。

所管に事実確認を行ったところ、相談者の居住地域でガス管工事に伴う道路工事があったことが事実とわかりました。ただ、一般的に道路工事というのは、最初に工事をして、その後、まずは最低限修復するといった仮修復を行って、それから本修復を行うという関係があって、相談者の居住地域の道路は、この仮修復状態にあるとのことでした。なので、現時点では確かに凹凸がありますが、本修復を行って元の状態に戻すということでした。相談者からご意見いただいたことは業者に伝えていますが、この方がおっしゃった状態と、最終的に仕上がる状態とでは、完全に一致するとは言い切れなかったため、このような物言いになってしまった。そのような、報告を受けました。

土木事務所には、引き続き、障害者への合理的配慮の提供等をお願いをしたとともに、仮に本事案のようなことがあった場合は、最大限ご理解いただけるように説明をと、要は、今したような必要な説明を正直にしてくださいということを伝えて、クローズとなりました。説明が長くなりましたが、以上、2つの事例を紹介いたしまして、私の説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

(初芝部会長) ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いします。どうぞ、お願いします。

(佐久間水月委員) 佐久間です。

合理的配慮の問題は2パターンあると思います。お互いが考えていること、想定していることが全く違ってトラブルになるといいますか、ややこしくなるというパターンと、考えていること、想定していることは同じなのだけれども、言い方とか伝え方によって誤解が生じてしまってややこしくなるというパターンがあると思います。

今回の2つの事例については、後者のほうに近いと感じました。自分の思いを伝えていくというのも、当事者の方には重要ですし、受け止める側も、わがままを言ってきたと捉えるのではなくて、まず聞いてみよう、まず知ってみようという態度にしていけないと、なかなか同じ次元に立てないのかなと感じました。

合理的配慮というのは、わがままではないと思うんです。我慢を強要したり、強制するものでもないと思うので、このあたりのことは、日常生活の中のちょっとした気遣いとか、ちょっとした心配りとか気配りみたいな、そういう点が大事なんだよということを、もっと伝えていく必要があるのではないかと。私は、権利擁護の立場から考えています。

具体的なお話をいたしますと、先日、バスを待っていたのですが、なかなかバスが来なくて、いつ来るのだろうみたいな雰囲気だったんです。その場に、視覚障害がある方がいましたので「バス、遅れていますよ」とお声がけしたら「ああ、よかった」とおっしゃっていました。こういう、ちょっとしたことから始める必要があるのかなと思いました。高梨委員は、この点についてどうお考えになりますか。

(初芝部会長) 高梨委員、ご意見ございますか。

(高梨部会長職務代理) 今、ご指摘がありました点については、おっしゃるとおりだと思います。結局、障害者差別解消法の最終目標というのはインクルーシブ社会につながることで、少しでも前向きな解決を引き出していくというのは大事だと思います。特に、こういった問題については、内閣府の基本指針でも出ておりますけれども、建設的対話をどう積み重ねていくかということがとても大事だと思います。調整に当たる方のご努力は大変なものだと思いますけど、双方で話し合っ、て、よりよい方向を出していただくという作業が必要だと思っております。

(初芝部会長) ありがとうございます。事務局、ご意見ありますか。

(大坪障害者自立支援課長) 障害者自立支援課の大坪です。

お二方のおっしゃったとおり、合理的配慮の提供というのは正解がない。あえて、正解を出していないとも思っています。それは社会の行き着くところというのが、全てがインクルーシブになった社会というのは、どういうものが正解なのか、市役所としてもまだ答えがありませんので、そこに近づいていくためには、お互いにそれぞれの意志と会話がなければ、見つからないのかなと思っております。

そのためには、まず障害のある方への理解、あるいはその手助けをしたいと思う気持ちが十分なのかということ、そうではないのは事実です。なので、従前どおりにやってきた普及啓発を行っていくとともに、市としては仮にそういったご相談があったときに、両者が少しでもコミュニケーションを取って会話をしていくとか、あのときあの方が言っていたことは、実は正確にはもっと内容は違っていて、それだったらそう言ってくれればよかったのとか、そういう気持ちになっていただけるように、根気強く間に立っていく必要があると思っております。

あとは全ての皆様がそういった障害のある方、障害にかかわらず困った方を、みんなが助け合うということになっていけば、そういった世の中のストレスのようなものもなくなり、住みやすい社会になるのかなと思います。長くなりましたが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(初芝部会長) ありがとうございます。皆様、よろしいでしょうか。

(高梨部会長職務代理挙手)

(初芝部会長) 高梨委員、お願いいたします。

(高梨部会長職務代理) 千葉市の差別解消に対する相談体制がよく分かっていないので、事務局にお尋ねしたいんですけど、先ほどご説明いただきました対応状況については、市内で発生した事案ということではなくて、市で受けた事案ということですね。その場合、調整活動に当たるのは、市の職員ということになるのですか。

(大坪障害者自立支援課長) 障害者自立支援課の大坪です。

最初に報告した件数については、市の障害者差別解消相談窓口で対応した相談の件数となります。障害者自立支援課の職員、これは担当が決まっております、基本的に担当がお電話を受けて、場合によっては、事業者などに事実確認を行い対応しております。市役所職員が直営でやっている事業でございます。

御説明は以上でよろしいでしょうか。

(高梨部会長職務代理) その上でお伺いしたいのですが、実は、県の障害者条例でいろいろ寄せられているもので、かなり難しい問題が起きてきています。これは非開示情報になるので詳しいことは申し上げられないんですが、行政が、いわゆる差別をしたとされる側になった場合、あるいは建設的対話をしたくても、一方が全く相談に乗ってくれない場合、こういう場合はどうされていくのかなど、これが気になっております。

(大坪障害者自立支援課長) 障害者自立支援課の大坪です。

まず1つ目、市役所が自ら差別をしたのではないかということがあった場合、これは千葉市でいえば、各所管課がそれぞれ合理的配慮を自分事として提供して考えていくものですので、各部署に対応を促しています。もちろん、障害のある方のそもそもの特性とか、過去どのような対応したのかとか、そういった助言を求められます。その場合は、そのとおりに伝えながら所管課の対応を促しております。

あと建設的対話に乗ってこないという場合は、まずは当課の職員が双方に話を聞いて、必要であれば調停やあっせんの場合に双方を呼んで、間に立って話をするということもあります。現に、昨年度は2件そういった形で調停をいたしました。そういった際は、千葉県域の広域専門相談員にも手助けをしていただいて、あまりにもエスカレートしていくようであれば、さらに県の専門相談員のほうの助けも得て間に入って取り組んだりしております。

以上でございます。

(高梨部会長職務代理) ありがとうございます。

(初芝部会長) ありがとうございます。

他に質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、以上で議題(3)を終わります。

次に議題(4) その他ですが、事務局から何かありますか。

(大坪障害者自立支援課長) 障害者自立支援課の大坪です。

長くなってしまい、申し訳ございません。お手元の資料3「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要」につきまして説明を申し上げます。

いろいろお話にも出ていますけれども、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要。いわゆる障害者差別解消法改正法につきましては、みなさま御存じかと思いますが、重要なことですのでこの場で説明を申し上げます。

改正の内容は、いろいろと法律の条文等が書いてございますが、要は合理的配慮の提供につきまして、民間事業者さんについても努力義務から義務へと改める、こういった大きな改正が令和6年4月に予定されております。

この他、国と地方公共団体の連携協力、あるいは差別解消の支援措置の強化なども書いてありますが、最も大きなメインの改正は民間事業者の法的義務でございます。

問題は、本市がどのように今まで取り組んで、これからどのように取り組んでいくのかということが、ここに書いております。

まず、これは本年度に限った話ではありませんが、障害者差別解消法に係る講演会を8月7日、千葉市ハーモニープラザで行いました。このときは千葉障害者就労支援キャリアセンター長の藤尾所長から、障害者雇用の場における合理的配慮について御講演をいただいております。実はこの前年度が雇用ではなくて、障害者差別解消法の取組につきまして

今、部会長職務代理をしております高梨連合会会長にご指導していただいておりますので、この2年間で一般的な障害者差別解消法の取組、雇用における取組の2回、それぞれの分野で講演をしております。

市政日より12月号に特集記事を掲載いたしまして、見開きで特集しました。これは障害者週間に際して12月に出しているのですが、何と云っても、今回のこの時期にご紹介すべきなのは障害者差別解消法の対応についてでした。1つは民間事業者、これは小規模なお店でも対象になってくるものですので、どのような対応が必要なのか。そして、市役所がどういうことをやっているか、そういった説明に多くを割きました。その一方で、ヘルプマークを中心とした、様々な困っていらっしゃる方がいれば、市民の皆様も生活の現場で手を差し伸べていただきたい。あるいは、結構言われるのですが、障害者駐車場利用区画の適正利用、そういったことにつきましても触れて特集を組ませていただきました。

今後の予定でございますが、まず障害者差別解消法の施行のときにリーフレットを作成し、配布した経緯があるのですが、この改正法の施行に合わせまして、本年度も関係団体、企業団体のご協力を得まして、リーフレットを作成して配布をしようと考えております。

また、ホームページ等での周知は当然のこととして、3つ目として、先ほど申した企業等に説明周知としまして、可能であれば今日、ご臨席でいらっしゃいますが、千葉商工会議所等の企業団体の会員のみなさまが集まる場所で、直接説明の機会も設けさせていただこうと思っております、これから調整させていただきたいと思っております。

長くなりましたが、説明は以上です。ありがとうございました。

(初芝部会長) ありがとうございました。

それでは、以上で本日予定されていた議題は全て終了いたしました。なお、本日の会議の議事録ですが、事務局及び部会長にご一任願います。

それでは、これもちまして、令和5年度第1回障害者差別解消支援部会を終了いたします。長時間にわたりお疲れさまでした。ありがとうございました。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) それでは、司会に戻ります。

委員の皆様、本日は長時間にわたり、誠にありがとうございました。

お忘れ物がないよう、いま一度御確認ください。本日はお忙しいところ誠にありがとうございました。